

製菓衛生師養成施設の内容変更届 審査基準

【事務の根拠】

○製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）第二十一条第一項

指定を受けた製菓衛生師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、指定養成施設における生徒の定員若しくは学級数を変更しようとするとき、若しくは生徒の定員を変更するため施設の構造設備を変更しようとするとき、又は指定養成施設を廃止しようとするときは、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事の承認を受けなければならない。

【参考条文】

○製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号。以下「施行規則」という。）第十九条

指定を受けた養成施設(以下「指定養成施設」という。)の設立者は、令第二十一条第一項の規定により承認を受けようとするときは、当該指定養成施設の名称及び所在地、承認を受けようとする事項又は事由、変更又は廃止の理由及び予定年月日並びに次の表の上欄に掲げる事項又は事由の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その承認の申請が通信課程の新設に係るものであるときは、申請書に使用しようとする通信教材を添えなければならない。

承認を受けようとする事項又は事由	記載事項
生徒の定員	<p>一 養成課程の新設又は一部の廃止を伴わない場合 第十七条第一項第四号、第八号及び第十二号に掲げる事項、担当科目別教員数、変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算並びに通信課程に係る変更の場合は、面接指導の方法</p> <p>二 養成課程の新設を伴う場合 前号に掲げる事項、第十七条第一項第五号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに通信課程の新設に係る変更の場合は、同条第三項各号に掲げる事項</p> <p>三 養成課程の一部の廃止を伴う場合 廃止しようとする養成課程に入所中の生徒の処置方法並びに変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算</p>
施設の構造設備（生徒の定員を変更する場合に限る。）	変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
養成施設の廃止	入所中の生徒の処置方法

○施行規則第十七条第一項

法第五条第一号に規定する指定を受けようとする養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該指定に係る養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設立者が法人であるときは、申請書に定款又は寄附行為を添えなければならない。

- 一 養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
- 二 設立者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)
- 三 養成施設の長の住所、氏名及び履歴
- 四 養成課程の別
- 五 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 六 生徒の定員及び学級数

- 七 入所資格
- 八 入所の時期
- 九 修業期間及び教科課程
- 十 入学料、授業料及び実習費の額
- 十一 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 十二 学習用の器具その他の備品の目録
- 十三 設立者の資産状況及び養成施設の経営方法
- 十四 設立後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算